

# 福岡市における社会的養護のあり方について

平成26年5月

福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会

## 目 次

第1	福岡市における社会的養護の現状	
1	社会的養護を必要とする子どもの措置状況	2
2	虐待相談・一時保護所等の現状	3
3	里親委託及び施設入所児童等の現状	5
4	措置がうまくいかなかった子どもの状況	5
5	自立支援の現状	5
6	こども総合相談センターおよび区保健福祉センターにおける 子ども相談体制の現状	6
第2	福岡市における社会的養護の課題	
1	家庭養護の推進	7
2	施設機能について	7
3	家庭支援機能について	8
4	自立支援について	9
5	人材育成	9
6	子ども相談体制における課題	10
7	子どもの権利擁護	10
第3	福岡市における社会的養護のあり方	
1	家庭養護の推進	11
2	施設機能の強化	14
3	家庭支援機能等の強化	16
4	自立支援策の強化	18
5	人材育成のための仕組みの強化	19
6	子ども相談体制の強化	20
7	子どもの権利擁護の強化	21
	〈参考資料〉	
	資料 1 児童福祉施設等の種類	24
	資料 2 児童養護施設等在籍児童数の推移	25
	資料 3 児童養護施設等入所児童に占める発達障がい等をもつ児童の割合	26
	資料 4 児童養護施設等入所・退所児童数の推移	27
	資料 5 こども総合相談センターにおける相談援助活動の概況	28
	資料 6 一時保護の状況	29
	資料 7 里親制度の運用状況	30
	資料 8 施設入所・里親委託の割合	31
	資料 9 予定外の措置変更・措置解除の状況	32
	資料 9-1 予定外の措置変更・措置解除後の状況	33

資料 10 入所理由別措置状況	34
資料 11 これまでの取組み状況	35
資料 12 福岡市子育て支援短期利用事業（ショートステイ）利用状況	37
資料 12-1 ショートステイ理由別件数	38
資料 13 福岡市子ども家庭支援センターの相談実績	39
資料 13-1 福岡市子ども家庭支援センター「子どもの村福岡」の取組み	40



## はじめに

全国的に虐待相談件数が増加の傾向をたどっており、福岡市においてもこの傾向は同様である。加えて、福岡市では、虐待以外にも家庭での養育が不相当と思われる子ども、不況・失業等による経済的問題あるいは保護者の病気など家庭での養育が困難になる子ども、一時的・緊急避難的に保護を必要とする子どもが、高水準で発生している。また、経済格差による子どもたちの教育的・家庭的格差は従前よりも大きくなっている。従来このような子どもに対する社会的養護の役割を乳児院や児童養護施設、里親等が担ってきたが、とりわけ、福岡市においては、里親制度の充実を図り、里親の委託件数も増加している。

しかしながら、少子化、核家族化、都市化など社会的環境の変化に伴い、家庭基盤の弱い子どもの育ちも多様化しており、社会的養護の役割もこれまでの衣食住などの生活基盤の保障だけでなく、継続的な人間関係を土台とする養育環境のもとで、心理的・治療的な関わりも求められている。また、子どもだけではなく、家庭や保護者も合わせて支援するといった役割も今まで以上に求められている。

このような状況を踏まえ、人口が150万人を突破した大都市福岡市の社会的養護のあり方を再検討し、発達障がいなどの子どもにも対応できる情緒障害児短期治療施設の設置、家庭養護のさらなる拡充、大舎制から小舎制への移行などによる児童養護施設等の家庭的養護化などによって、治療的なケアとともに家庭的な環境のもと養育できるシステムを構築すべきであり、これらのことが子どもの権利条約の実現や、子どもの権利を尊重する社会づくりに欠かせないものとする。

少子高齢化の現在、子どもたちへの投資は、日本の未来への投資でもある。福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会では、従来以上に本市の社会的養護体制の質・量の充実を図るため、「第4次福岡市子ども総合計画」（平成27年度から31年度までの5カ年計画）を策定するにあたり、6回にわたる白熱した論議の結果、「福岡市における社会的養護を必要とする子どものケアのあり方について」、次のように提言する。

本提言の具現化が、未来を創る子どもたちのための福岡市につながるものであると考える。

平成26年5月

福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会  
委員長 増田 健太郎



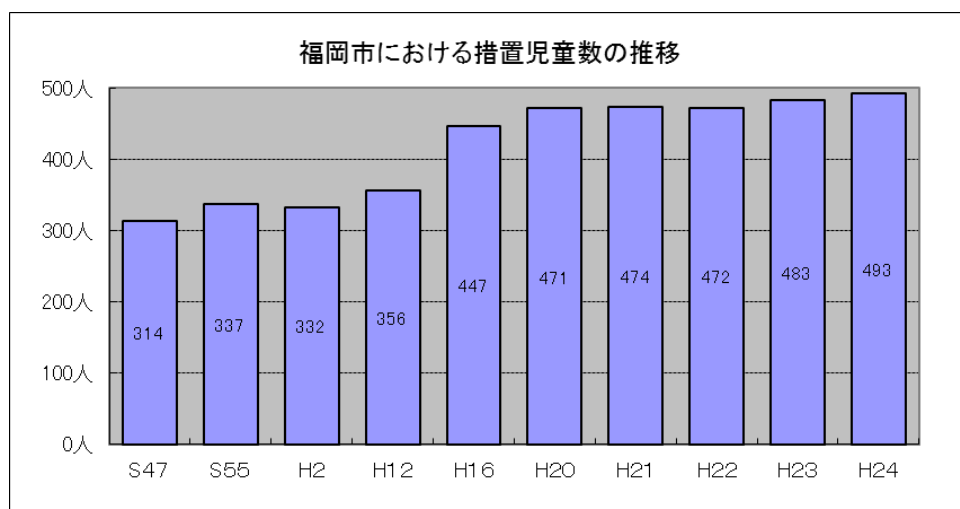
## 第1 福岡市における社会的養護の現状

児童養護施設や里親家庭などで養育されている子どもの数は、福岡市が政令指定都市となり児童相談所を設置した昭和47年度から約20年間は300人台の前半で推移してきた。しかしながら、平成16年度以降は大幅に増えて、450人から470人程度、平成20年度以降は増加の一途をたどり、平成24年度には493人と500人に近くなっている。

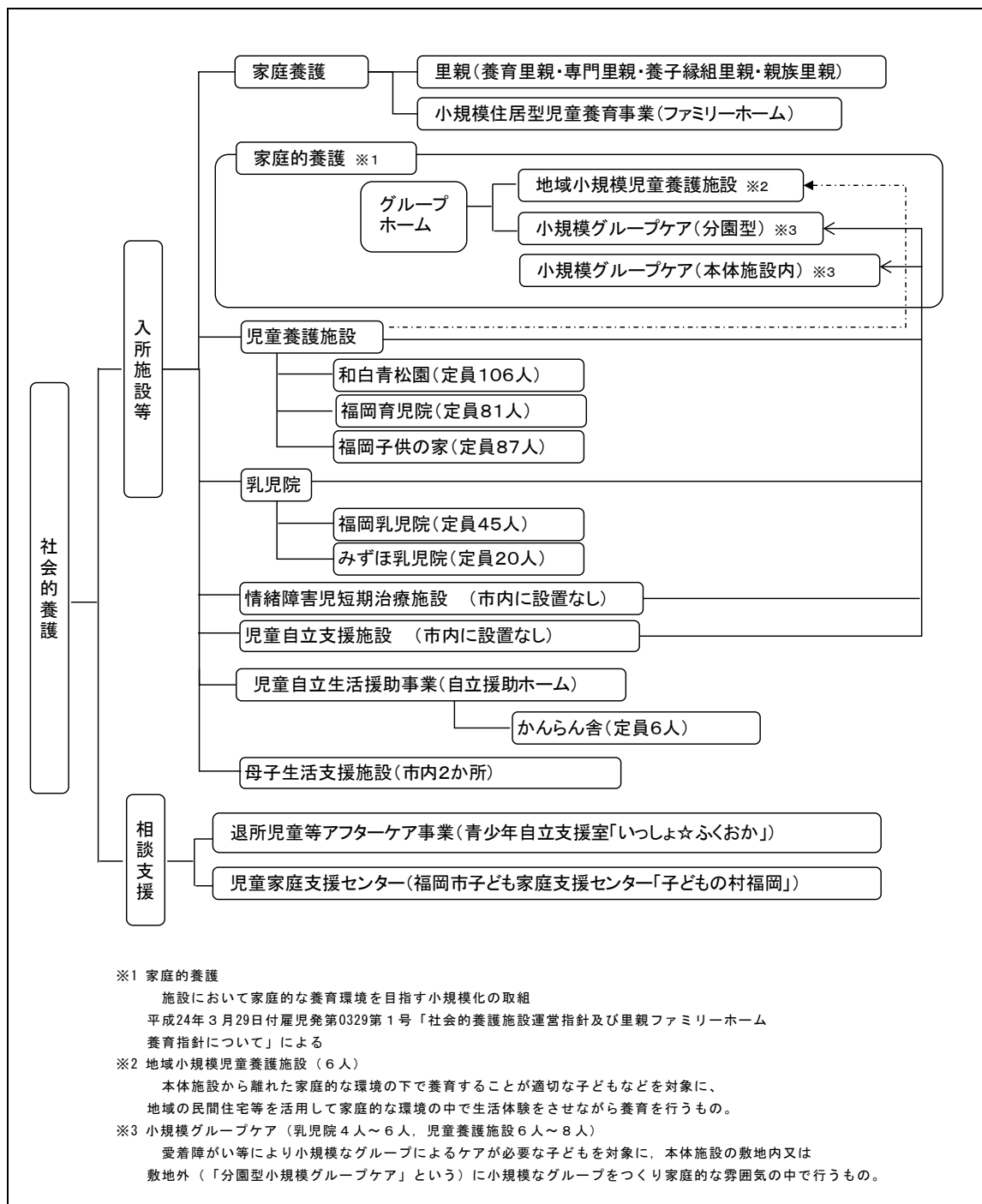
社会的養護を必要とする子どもの養育は、そのほとんどを乳児院と児童養護施設が担ってきたが、国は、平成23年3月に公表した『里親委託ガイドライン』において「里親委託優先の原則」を打ち出し、平成23年7月に『社会的養護の課題と将来像』をとりまとめ、家庭養護の推進、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援を基本的方向とすることが示された。さらに、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成24年11月30日付）において、家庭的な環境での養育ができるよう、施設の小規模化に関する技術的助言がなされた。

福岡市においては、平成17年度から市単独事業として「市民参加型里親普及事業」「里親養育支援共同事業（ファミリーグループホーム）」を開始し、他の都道府県政令指定都市に先がけて、里親委託の推進に取り組んできた。さらには、平成21年度末に小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が設置され、平成23年度には児童養護施設「和白青松園」のユニット化、平成25年度には地域小規模児童養護施設が2か所から5か所に増えるなど、家庭養護・家庭的養護の推進に向けての取り組みが進んでいる。

また、平成17年度から始まった市民参加型里親普及事業に端を発して、市民やNPO、様々な専門職が社会的養護の課題に関心を向けて自分たちの課題として向き合うようになったことの意義は大きい。今後も、施設や里親会をはじめ、市民やNPO、保育士、医師・看護師、弁護士、社会福祉士、臨床心理士など様々な専門職が社会的養護についての多機関ネットワークを形成し、協働して支えあっていくことが重要である。



## 社会的養護の体系と福岡市の施設の現状



### 1 社会的養護を必要とする子どもの措置状況

平成12年度356人であった児童養護施設等の在籍児童数は、その後、段階的に増加して、平成24年度には493人となっている。今後の動向については、福岡市の人口動態とそれまでの社会的養護を必要とする児童の出現率から、平成36年度の平均在籍児童数495名をピークとして、平成41年度には477人へと減少すると需要予測されている。

平成24年度に入所した子どもの理由別措置状況は、虐待が28%、虐待以外の



家庭環境が 30%である。

平成 20 年度以降の種別ごとの在籍児童数を見ると、市内の児童養護施設の在籍児童数が減少傾向となる一方で、里親やファミリーホーム委託児童数が増加し、市外の児童養護施設の在籍児童数は、横ばいで推移している。(資料 2) この要因としては、家庭養護の推進もあるが、被虐待児や発達障がい児などの増加を背景に、こうした子どものケアにはきめ細かな個別の対応や愛着形成が必要となるために、里親やファミリーホームへの委託や、市外にしか設置されていない小規模な児童養護施設への措置が増加していることがあげられる。

一方で、より高度に専門的なケアを要する被虐待児や発達障がい児については、市内には情緒障害児短期治療施設がないため、市外の当該施設に措置されている。当該施設への措置児童数は減少傾向にあるが、これは、満所など施設側の受け入れが困難なため、福岡市が実際に措置できた児童数が減少しているのが実態である。必ずしも対象児童が減少したわけではなく、受け入れ先の確保に苦慮しているのが主な要因である。

また、親と離れて暮らす児童養護施設等のほかに、母子生活支援施設に母と子で入所している者もいる。母子生活支援施設への入所状況は、平成 24 年度では 97 世帯あり子どもの数は 161 人である。(資料 2) 母子生活支援施設に入所している母子にはDV被害から逃れている者も多く、児童養護施設等と同じく心理的ケアや親子関係再構築などの支援が必要である。

## 2 虐待相談・一時保護所等の現状

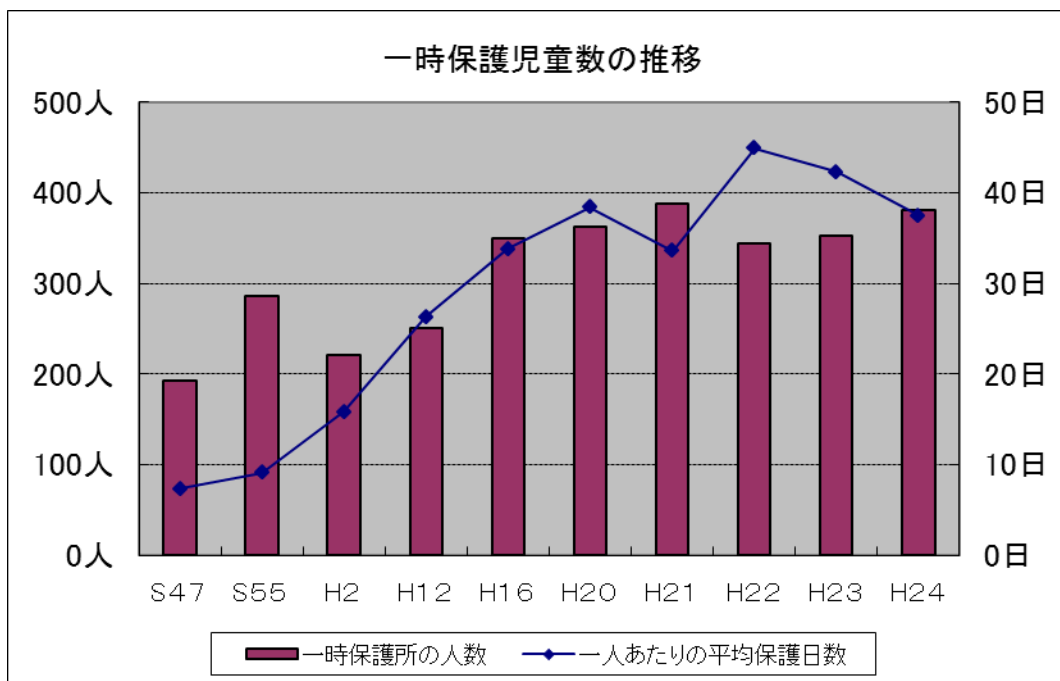
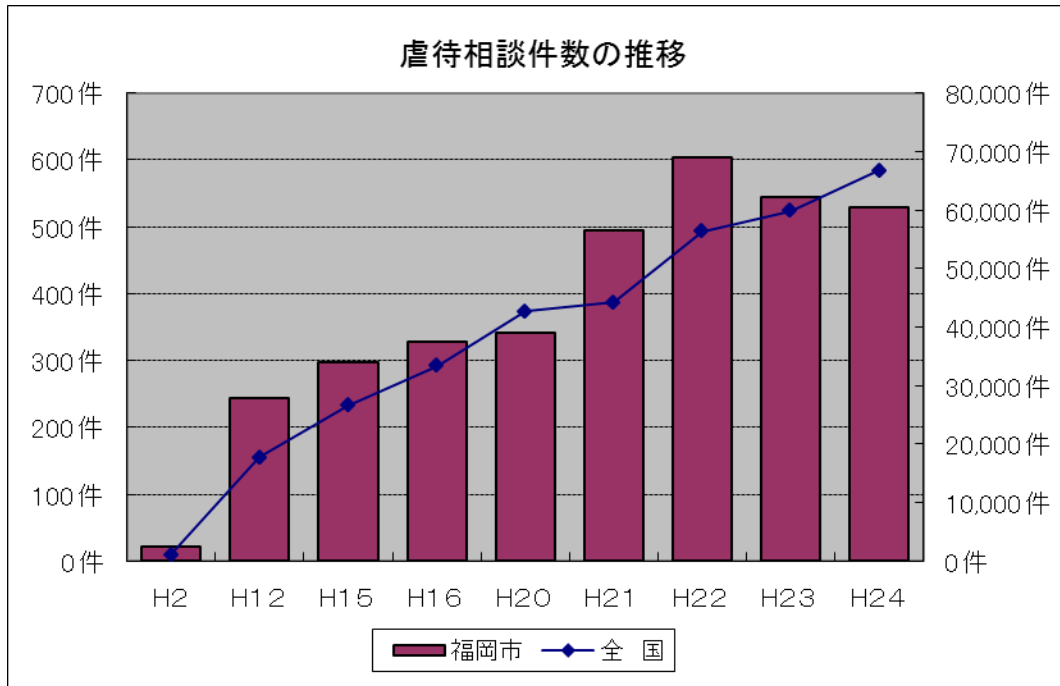
虐待相談件数については、平成 20 年度は 342 件に対し、平成 22 年度から平成 24 年度は、500～600 件と高い水準にあり、社会的養護を必要とする被虐待児が増加している。虐待相談件数は、全国的にも増加しており、福岡市においても同様の傾向を示している。

福岡市こども総合相談センター（以下、「こども総合相談センター」という。）(※注1)の一時保護所は、家庭で養育できなくなった子どもの保護や虐待等での緊急保護、子どもの行動観察、短期の入所指導を目的に一時的に保護を行うところである。一時保護所に入所する子どもは、平成 12 年度の 250 人から増え続け、平成 17 年度をピークにその後は高い水準で横ばい状態となっている。平成 24 年度には、1 日当たりの平均保護人数は 42 人となり、定員超過日数は、年間日数の 40%以上となっている。(資料 6) また、1 人当たりの平均保護日数は、年々長くなる傾向にあるが、その原因としては、市外施設入所先の打診や確保ならびに入所調整、里親委託の同意を得るまでの保護者との調整、そして、里親との交流などに時間がかかっていることが考えられる。

一方で、区保健福祉センター（以下、本文においては「区」という。）が受け付け、児童養護施設や乳児院で受け入れを行っているショートステイの利用延べ日数が、平成 20 年度は 398 日であったが、平成 23 年度には 1,031 日となり、平

成 24 年度には 1,383 日と急激に増加している。(資料12) また理由別で見ると、育児疲れが最も多く伸びも大きい。これより、虐待等でこども総合相談センターでの一時保護に至る前のより早い段階で、ショートステイをうまく活用している家庭も増えていることが推察される。

(※注1) 福岡市こども総合相談センター：通称「えがお館」。0 歳から 20 歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野からの総合的・専門的な相談・支援を行う施設。児童福祉法第 12 条に基づく児童相談所の業務も行っている。



### 3 里親委託及び施設入所児童等の現状

社会的養護を必要とする子どものうち、里親に委託された子どもの数は、平成16年度までは20人前後で推移し、里親委託率は7%未満であった。この背景としては、里親に対する社会の理解が低く、里親登録者が増えなかったこと、実親が里親よりも施設入所を選ぶこと、里親を支援する体制が不十分であったことなどが考えられる。福岡市で市民参加型里親普及事業などを推進した平成17年度からは、里親委託児童数が徐々に増加し、平成24年度末には里親委託児童は143人、里親委託率は31.5%となっている。(資料7)

虐待を理由として一時保護された子どもの措置先としても、里親やファミリーホームが選ばれることが年々増加しており、平成24年度では被虐待児童の48%が措置される等、多くの被虐待児童が家庭養護によりケアされる傾向にある。(資料10) また、発達障がい等をもつ子どもの割合は、全体としては30%前後と横ばいであるが、児童養護施設では増加している。また、児童養護施設においては、施設を小規模化することにより子どもが素直に感情を表に出しやすくなる一方で、それが行き過ぎて、他の子どもに手を挙げるなどの行動化が発生する事例が報告されている。

里親と同じく、児童養護施設においても小規模化に対応した高い養育力や専門性が必要であり、里親や児童養護施設の職員に対する支援が求められる。

### 4 措置がうまくいかなかった子どもの状況

児童養護施設や里親等に措置された子どものうち、予定外の措置変更・措置解除になった子どもは、平成21年度から24年度の4年間で68人であった。(資料9)

予定外の措置変更・措置解除になった原因の69%は、様々な問題行動等の子ども側の要因にあった。このうち、35%に被虐待歴、22%に発達障がいがあること、また、76%は、12歳以上の子どもであった。このことは、虐待などの背景を抱えた子どもが思春期年齢を迎えた後、様々な問題行動を表すことで、施設におけるケアや里親によるケアが困難となり、その結果、措置を継続できなくなっていることを推察される。

また、ケアが困難となった子どもは、19%が里親やファミリーホーム、3%が児童養護施設、1%が情緒障害児短期治療施設等への措置変更となっており、68%が措置解除され家庭引取りや就労となっていた。また、15歳以上では、措置解除となる子どもの割合は87%とより高率になっていた。安定した環境のもとでのケアが必要でありながら、施設や里親家庭で問題行動が生じた場合に、別の環境での措置の継続が困難な状況にある。

### 5 自立支援の現状

施設入所児童や里親委託中の児童等（以下、「施設入所児童等」という。）に

は、入所理由にもあるように、被虐待体験、発達障がい、精神疾患など、様々な困難を重複して抱えている子どもも少なくない。このような子どもの多くは、不登校やひきこもり、非行、高校中退など、集団場面や社会場面での不適応といった複数の問題を抱えており、日常的なケアに加えて、積極的に、自立に向けた養育や支援を行う必要があるが、こうした課題が十分解決されることなく退所している実態もある。

福岡市においては、平成 21 年の「福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討委員会」の提言を受け、平成 23 年 7 月より退所児童等アフターケア事業を開始し、施設入所児童等を対象とした自立に向けた研修会を実施するとともに、退所児童等を対象に相談支援や交流支援事業を行っている。

また、児童養護施設等に入所している高校生が、何らかの事情による高校中退や前述したように問題行動が発生すると、施設の体制が不十分なこともあり、養育環境に多少問題があっても家庭引取になることがある。しかしながら、家庭引取となった後も家庭でうまく行かずに再度家を出るケースも多い。また、家庭引取りの見込めない場合は、住む場所を確保することも難しく、住み込みができる仕事に就く等しない限り、一人で自立することは困難な状況にある。こうした子どもの受け皿として、自立援助ホームがある。福岡市では自立援助ホームが 2 か所設置されているが（平成 26 年 5 月現在 1 か所休止中）、現在運営している自立援助ホーム「かんらん舎」は、ほとんど満所の状況にあり、早急な体制整備が求められる。

## 6 こども総合相談センターおよび区保健福祉センターにおける子ども相談体制の現状

平成 17 年、児童福祉法の改正により政令市である本市においても各区保健福祉センターにこども相談係が設置され、区も虐待相談の通告窓口の機能を担うようになった。

このことにより、区のこども相談係の職員が、相談を受け、対応していくために必要な研修や、児童相談所との連携に関しての協議がなされてきたが、人事異動による職員の交替は避けられず、組織としていかに対応力をあげていくか苦慮しているのが現状である。

一方、こども総合相談センターにおいては、こども相談の中心的役割を担うのは児童福祉司であるが、区と同様に人事異動は避けられない。直近 3 年間の児童福祉司の勤続年数をみると、経験 3 年未満が約 8 割にのぼる。児童福祉司一人あたりの担当ケース数は平均 80 件前後である。しかし、中には 100 件を超えるケースを担当している場合もあり、子どもやその家庭の養育の問題に十分関わっていくことが難しい状況にある。また、夜間・休日にも緊急対応が必要な場合もあり、日常的にケースの対応に振り回されているのが現状である。

## 第2 福岡市における社会的養護の課題

### 1 家庭養護の推進

福岡市では、子どもの最善の利益を考慮し、養育者との愛着形成や信頼関係の構築の重要性から全国に先駆けて里親委託推進に積極的に取り組み、里親等委託率（ファミリーホームを含む）は、平成20年度末には18.34%であったものが、平成24年度末では31.5%と著しい増加を実現している。ファミリーホームも平成21年度末の1か所から平成25年度には11か所に増加した。

しかし、毎年新たに保護される子どもや、長期間の施設養護を受けている子どもの中には、家庭養護が必要な子どもがおり、その受け皿の確保のためにも、里親やファミリーホームのさらなる新規登録が必要となる。

一方で、里親委託率が向上しているにもかかわらず、養育里親の登録数の伸びは鈍化しており、里親やファミリーホームが不足する事態が表面化しつつある。区や地域における里親への認知度は高いとは言えない状況にあり、里親やファミリーホームの新規登録の推進には認知度を高めることも今後の課題となっている。

また、里親やファミリーホームにおいて、被虐待児童や愛着障がい、発達障がい等の特徴を持つ子どもの委託数も増加しており、養育する里親に対する一層きめ細かな支援の充実が求められている。

### 2 施設機能について

平成23年度までは市の補助事業として乳児院や児童養護施設の第三者評価を実施してきたが、平成24年度からは、母子生活支援施設も含め、義務化された。第三者評価は、福祉サービスの質の向上のために実施するもので、国の定める評価基準にのっとり、利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスの提供について評価するものであり、この評価の活用が今後の課題である。

児童養護施設の小規模化や里親委託を推進しているが、小規模化や里親委託の実施に伴い、子どもの情緒行動上の問題が著しくなり、施設職員や里親ではケア困難となることがあり、その対応が課題となっている。このような場合には、情緒障害児短期治療施設の通所機能や一時保護委託を活用する必要がある。情緒障害児短期治療施設においては、施設職員に対する助言やスーパーバイズを受けられるようにする体制をつくることが重要である。このように、家庭養護や家庭的養護を補完する意味での情緒障害児短期治療施設の役割は大きく、その必要性が高い。また、一時保護所での行動観察により、情緒障害児短期治療施設への措置が必要と判断される情緒行動上の問題を抱えた在宅の児童も多い。

しかしながら、現在、情緒障害児短期治療施設は、市内には設置されておらず、県立の施設に入所枠を確保して対応しているが、近年は受け入れを断られ

るなど、十分には活用できず、情緒障害児短期治療施設を必要とする子どもは、県外の情緒障害児短期治療施設あるいは市外の小規模な児童養護施設を活用しているのが現状である。

国が都道府県及び指定都市に通知した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成 24 年 11 月）では、平成 41 年度末までに、社会的養護を必要とする子どもの生活の場を、里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の本体施設（定員 45 人以下ですべて小規模グループケア化）、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設（以下、「グループホーム」という。）の割合を 3 分の 1 ずつとすることが示されている。福岡市の児童養護施設は認可定員 80 名を超える大規模の施設であり、小規模化を推進するためには、その全体とケア単位の小規模化、分散化を目指す必要がある。また、小規模化及び分散化にあたっては、その子どもの支援やバックアップ体制などを確立することとともに、本体施設とグループホームの特性を活かした運用体制を構築することが課題である。

母子生活支援施設は、従来は生活に困窮する母子家庭に、住む場所を提供する施設であったが、平成 9 年の児童福祉法改正で入所者の自立促進に向けた生活支援が目的に追加され、近年では、DV 被害を受けた母親や被虐待児童へのケアとともに、入所家庭における養育の支援や親子関係の再構築、退所後のアフターケアなど入所者支援機能の充実が課題となっている。

福岡市には、45 世帯以上の母子生活支援施設が 2 か所あり、いずれの施設も稼働率は高いものの、20 世帯を基準とした職員配置基準からすると規模が大きく、入所中の母親や子どもへの心理的ケアや養育支援、退所後のきめ細かな支援や地域で生活する母子家庭に対する支援などが難しい状況にある。母子生活支援施設で行う支援のあり方や充実に向け、検討する必要がある。

### 3 家庭支援機能について

平成 24 年度から夜間・休日サポート事業により、夜間・休日の泣き声通告等による夜間訪問や来所相談を実施し、平成 25 年度は来所相談事業を発展させ、児童家庭支援センターとして福岡市子ども家庭支援センター「子どもの村福岡」（以下、「子ども家庭支援センター」という。）を設置した。このことにより、区やこども総合相談センターが閉庁する夜間・休日でも、訪問や来所相談に対応することが可能となった。

一方で、ショートステイの利用実績が、平成 16 年度当時は利用延日数が 382 日であったのに対して、平成 23 年度末には 1,031 日、平成 24 年度末には 1,383 日と激増しており、受け入れ先の拡充が課題となっている。また、育児疲れによる利用が、平成 21 年度の 22 日に対して平成 24 年度では 759 日と大幅に増加し、全体の利用に占める割合も、平成 21 年度は 3.8% に対し平成 24 年度では 54.9% と増加しており、支援を必要とする家庭が増加している。

このような変化の中で、相談者の立場に立ったより適切な支援が求められており、区、こども総合相談センター、子ども家庭支援センターの位置付け及び役割の整理が必要である。

また、ショートステイの担い手は児童養護施設及び乳児院である。家庭支援におけるショートステイの重要性が高まる中で、社会的養護が、それまでの家庭で養育できない子どもを長期間養育するというものから、在宅における家庭支援を包摂したものへと変容しつつあることを踏まえる必要がある。

#### 4 自立支援について

高校を卒業して児童養護施設等を退所し、帰る家庭のない子どもは、一人で自立への道を歩んでいる。これらの子どもの中には、就職先や進学先で相談相手もなく、人間関係に悩み、孤立化し、転々と仕事や居所を変える子どもがいる。このため、福岡市では、平成 23 年度から退所児童等アフターケア事業を始め、退所児童等に対しては相談支援や居場所づくりに取り組み、施設入所児童等に対しては、自立に向けた支援として、研修会等を行っている。なお、退所児童や成人に対する支援として、自助グループによる支援が有効であるものの、未だ自助グループの形成には至っていない。

また、退所児童等の中には、就労支援に至る以前の支援課題を抱える子どもが多く、退所後も、福祉事務所や医療機関等との連携が必要な状況があり、成人期支援への円滑な移行が望まれる。高校中退等により児童養護施設等を退所した子どもの生活の場としては、自立援助ホームがあるが、被虐待体験、非行問題、発達障がい、精神疾患など、様々な困難を重複して抱えている子どもが少なくなく、集団場面や社会場面で不適応を起こしやすいため、その対応は困難を極めている。平成 21 年度自立援助ホーム「かんらん舎」を初めて設置したが、満所に近く、自立を目指すことも困難な子どもの支援も可能な生活の場が不足している。

#### 5 人材育成

児童養護施設等の職員は、変則的な勤務時間という就労状況や、実際の業務の厳しさから、在職期間は長くない。加えて、新規職員の採用活動においても、確保が難しい状況にある。今後、児童養護施設等の小規模化に伴い、職員と子どもとの関係が密接となるなかで、バーンアウトする職員の増加が懸念されている。そのため、専門性を有した職員を採用・育成し、支援していく仕組みづくりが求められており、専門職員を活用したチーム支援やスーパーバイザーの育成など、職員のバックアップ体制の強化が課題である。

また、心理療法担当職員などの専門職員が児童養護施設に配置されるようになってきたが、各施設に 1 名程度しか配置されていない。

## 6 子ども相談体制における課題

子どもの養育にかかる相談・支援はきめ細かに丁寧に行われるべきだが、現在の児童福祉司の勤続年数は3年未満が8割にものぼり、継続的な支援の実施ができにくい状況にある。児童福祉司の勤続年数が短い要因として、支援が困難なケースの増加、担当ケース数の多さ等があり、意欲を持って対応していても燃え尽きてしまうという状況にある。当然、人事異動による職員の交代は避けられないが、短くとも5年程度は勤続できる職場環境の改善が早急に望まれる。

平成24年度からは、児童福祉司の強化のため福祉職の社会人採用が実施され、平成26年度現在、7名の社会人採用児童福祉司が在籍している。専門性の強化と経験を活かした支援の提供が期待される場所である。

また、区のこども相談係は、区における虐待相談の窓口のみならず、要支援家庭へのきめ細かな支援が求められている。支援が必要な家庭の状況を把握し、必要かつ有効な支援を提供しなければならないが、そのためには様々な社会資源の活用や、コンサルテーションが求められる。

つまり、子ども相談においては、こども総合相談センターと各区のこども相談係の連携と役割分担がスムーズかつ有効になされることが重要であり、そのための人事交流ならびに人材育成を計画的に企画・実施していくことが望まれる。

## 7 子どもの権利擁護

子どもの心身の安全・安心の保障は、子どもの権利擁護を考える上で基本的なことであり、社会的養護のケアを受ける子どもに対する虐待（以下、「被措置児童虐待」という。）の防止を積極的に図っていくことは最も重要な事項である。

社会的養護のケアを受ける子どもの権利擁護の目的で、子どもの意見を聴く方法としては、子どもへの権利ノートの配付や、施設等のケア等について相談するための専用電話を設置するとともに、第三者評価における利用者アンケートが実施されてきた。しかし、このように子どもの自発的な行動に期待する方法では年齢や成熟度に幅のある子どもたちの意見を十分に聴き取ることができないという問題があり、そのため、被措置児童虐待を早期に発見し、これを防止することが難しいという現状がある。



### 第3 福岡市における社会的養護のあり方

#### 1 家庭養護の推進

##### 【提 言】

- 里親等委託（家庭養護）優先を原則とし、里親等委託を推進すること
- 里親等委託率 40%、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）16 か所を目指すこと
- 施設養護から里親等委託への移行を支援すること
- 区保健福祉センターの社会的養護への取り組みを強化すること
- 区保健福祉センター、子ども家庭支援センター、児童養護施設及び乳児院においても、里親制度の普及啓発を図ること
- 乳児・新生児を委託できる里親等を開拓すること
- 「校区里親」の推進、「ショートステイ里親」のシステムを構築すること
- 研修の計画的実施と重層的・多元的里親等支援の体制を構築すること

##### ○里親等委託（家庭養護）優先を原則とし、里親等委託を推進すること

社会的養護を必要とする子どもの支援について、厚生労働省が示す「里親委託ガイドライン」や「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」を遵守し、里親等委託（家庭養護）優先の原則を、社会的養護関係者や子ども総合相談センターをはじめ、区や医療機関やNPO等子どもに関わる関係者が広く共通の理念として持ち、社会全体として里親等委託を推進するべきである。

里親等委託を推進していくためには、保護者の理解と同意が必要となるが、同意が得られずに里親等委託ができない場合もある。したがって、里親制度やファミリーホームの仕組み、子どもにとっての必要性、面会交流の保障等を保護者に十分な説明ができるように、保護者に接する機会のある子ども総合相談センターや施設職員、区の職員等は十分な理解を持っておく必要がある。

##### ○里親等委託率 40%、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）16 か所を目指すこと

里親等委託（家庭養護）優先の原則により、当面は、里親等委託率 40%、将来的には 50%を目指すべきである。そのためには、毎年保護される子どもの新たな委託先を確保するため、また、長期間の施設養護を受けている子どもの受け皿を確保するためにも、里親のさらなる新規登録が毎年必要である。なお、子どものニーズに対応するためには、里親委託を必要とする子どもの数倍以上の里親の登録が必要と言われており、里親の開拓のための具体策を検討することが必要である。

### ○施設養護から里親等委託への移行を支援すること

里親等委託（家庭養護）優先の原則に基づき、施設入所が長期化している場合には、積極的に里親等委託に向けて検討していく必要があります、とりわけ乳幼児は、愛着形成の観点からも家庭養護が重要である。

そこで、現在施設入所している子どもの中で、里親等委託に移行することが必要な者を把握し、保護者の同意を得る努力や里親等との交流を進める取り組みなどについて、施設やこども総合相談センターが連携協力しながら進めることが必要である。

そのためには、施設関係者やこども総合相談センター職員は、乳幼児のみならず学齢以上の子どもに対しても、家庭養護への移行の重要性や移行支援の進め方について、意識や理解を深める取り組みが必要であり、その際、施設職員と里親や里子、元里子との交流や相互理解が重要である。

施設から里親等委託への変更時の保護者の同意にあたっては、こども総合相談センター職員が担当しているが、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員も保護者からの同意が得られるように働きかける必要がある。また、乳児院や児童養護施設から里親等委託へ変更する場合には、ケアの継続性という観点も含めて、施設による里親と子どもへの支援が重要であり、子どもと実親との面会交流の支援も含めて、里親支援専門相談員を十分活用すべきである。

### ○区保健福祉センターの社会的養護への取り組みを強化すること

里親制度の普及啓発、里親の新規開拓、校区里親の推進、ショートステイ里親の検討のためには、区の役割が重要であり、社会的養護への取り組みや関わりを強化する必要がある。また、特別養子縁組里親など乳幼児を養育する里親には、母子保健部門からの十分な支援が必要である。

### ○区保健福祉センター、子ども家庭支援センター、児童養護施設及び乳児院においても、里親制度の普及啓発を図ること

様々なニーズを持った子どもの里親の開拓や新規登録を多く確保するためには、こども総合相談センターのみならず、区、NPO、里親会、子ども家庭支援センター、里親支援専門員が相互に連携し、里親制度の普及啓発や積極的な里親の開拓に取り組むことが必要である。また、元施設職員の活用や、後述する「校区里親」や「ショートステイ里親」の中から長期に委託できる里親を開拓する等の様々な工夫を、里親委託等推進委員会等の場で共有、実践していくことが必要である。

### ○乳児・新生児を委託できる里親等を開拓すること

出産後に育てることが困難な妊婦からの相談を早期に把握し、出産後にすみやかに養子縁組里親に委託する方法は、子どものその後の発達や親子の愛着形

成の円滑さからも優れた方法であり、実親や里親の同意が得られる場合には、医療機関の理解と協力の下、積極的に取り組むべきである。

また、出産後すぐに特別養子縁組の同意が得られない場合や乳児期の社会的養護が長期化する可能性が高い子どもは、当初から養育里親等委託とすることが望ましい。この場合、医療機関や自宅から直接、里親委託するという方法や、乳児院の一時保護機能を経て里親委託するという方法が考えられる。しかし、新生児や乳児を養育できる養育里親等は不足している状況にあり、新生児や乳児も対応できる養育里親等の開拓が必要である。

#### ○「校区里親」の推進、「ショートステイ里親」のシステムを構築すること

保護者の病気など短期間の社会的養護が必要となった場合に、学校の転校など大きく環境を変えることなく、同じ校区内で里親による養育を受けられる「校区里親」を福岡市独自の里親区分として推進していく。

ショートステイは、通常は児童養護施設、乳児院、子ども家庭支援センター等の施設で実施しているが、ショートステイの利用者が増加していること、特に乳児院では一時保護や措置入所児童が増加していることにより、ショートステイの受け入れが困難となっている実態がある。そこで、区や保護者からの受付、ショートステイ先の選定やバックアップ、施設から里親家庭までの送迎等を施設が行うことを前提として、ショートステイ先として里親を登録し活用する「ショートステイ里親」の仕組みを構築するべきである。

#### ○研修の計画的実施と重層的・多層的里親等支援の体制を構築すること

里親やファミリーホームにおいて、被虐待児童や愛着障がい、発達障がい等の特徴を持つ子どもの委託数が増加しており、これらの子どもの表してくる様々な情緒行動上の課題に対する適切な対応が里親に求められている。また、委託当時が乳幼児期であっても、思春期年齢を迎えると様々な問題行動が表れてくることが予想される。そこで、里親等がこれら子どもの問題や課題に柔軟に対応できるためには、年間を通した計画的な研修機会の提供と、子どもと里親に対するきめ細かな支援の充実が不可欠である。

里親研修としては、年間をとおして、里親の経験年数、里親の形態（養育里親、専門里親、養子縁組里親、ファミリーホーム）、里子の課題（発達障がい、告知、ライフストーリーワーク、性、メディアリテラシー等）毎に、きめ細かな研修計画を作成し、こども総合相談センターと子ども家庭支援センターが協働し実施することが必要である。

里親支援としては、こども総合相談センターの里親対応専門員、施設に配置されている里親支援専門相談員、子ども家庭支援センター等の里親支援者が並立しているが（多層的里親等支援）、それぞれの特徴を活かした支援を互いに連携・補完しながら展開する中で、里親自身が支援を選択できることが望まし

い。また、里親相互のピアサポートとして、里親会や里親サロン、地域サロンが現在あるが、それぞれの特徴を活かしつつ、里親が利用しやすい運営を工夫することが必要である。また、里子同士の交流やプログラムも有効であり、促進すべきである。また、里親やファミリーホームの近辺にある保育所・幼稚園・学校・医療機関などの身近な機関が、里子たちの特徴を十分に理解して支援ができるように、各機関の理解の促進を図るべきである（重層的里親等支援）。

さらには、里親等へ委託中の子どもが、著しい多動や衝動性、性的問題行動、家出などの情緒行動上の問題を示してきた場合には、里親等家庭での委託が継続できるように、情緒障害児短期治療施設の通所機能や一時保護委託を活用し、同時に情緒障害児短期治療施設からは、里親に対する助言やスーパーバイズを受けられるようにする。また、情緒障害時短期治療施設に措置変更する場合であったとしても、里親等家庭との絆が途切れないような仕組みが必要である。

## 2 施設機能の強化

### 【提 言】

- 情緒障害児短期治療施設を設置すること
- 乳児院の機能を強化すること
- 児童養護施設の機能を強化すること
- グループホームを活用した多様な家庭的養護を目指すこと
- 母子生活支援施設の機能を強化すること

### ○情緒障害児短期治療施設を設置すること

著しい多動や衝動性、性的問題行動、家出などの情緒行動上の問題を示す子どもの措置先としては、「居住地のできるだけ近くに子どもを留めること」という国連子どもの代替養育に関するガイドラインの観点や、保護者との面会交流の保障、ケアの連続性の観点から、福岡市内に専門性の高いケアを提供する情緒障害児短期治療施設を設置すべきである。また、グループホームや里親等などの家庭的養護でケア困難になりつつある児童を支援する目的も含めて、通所機能や里親や施設職員への助言機能を持つことが必要である。

在宅ケースで、新たに情緒障害児短期治療施設を必要とする子どもは年間17人程度と推計される。これに、施設や里親等からの受け入れる子ども（年間3人程度）と合わせ、定員20名程度の規模の施設を、市内の交通利便性の良いところに設置する。また、個別のきめ細かなケアのためには、グループケアのような家庭的養育環境での設置が望ましい。なお、児童養護施設の縮小に伴い空いた土地等を情緒障害児短期治療施設に転換することも検討する。

なお、現在多くの子どもが市外の児童養護施設等に措置されているが、児童養護施設の小規模化が達成され、情緒障害児短期治療施設が設置された時点で、

親族との交流に便利であるなどの特別な場合を除き、原則、市内の児童養護施設や情緒障害児短期治療施設に措置すべきである。

### ○乳児院の機能を強化すること

社会的養護のケア形態が家庭養護優先であったとしても、新生児や乳児の緊急一時保護やショートステイ先として、在宅支援を補完する機能としての乳児院の一時保護機能は重要である。乳児院に一時保護委託中の子どもの在宅支援計画や、養育里親への委託や特別養子縁組里親委託等の方針を決定するためには、子どもや保護者のアセスメントや保護者への働きかけが重要である。

また、乳児院には、家庭養護ではケア困難な、未熟児や障がい児、難病児など医療的・心理的な特別なニーズを持った子どもが多く対象になってくることが予測され、専門的なケアが提供できるような機能の強化が求められる。

さらに、乳児院ならではの機能である、親子関係の再構築、保護者の養育支援は非常に重要であり、心理士や家庭支援専門相談員がこども総合相談センターや区と連携しながら計画的に取り組んでいくことが必要である。

入所が長期化する場合には、家庭養護への移行を視野に、保護者への働きかけ、こども総合相談センターとの連携、里親との交流等を計画的に進めていく必要がある。

### ○児童養護施設の機能を強化すること

社会的養護のケア形態が家庭養護優先であったとしても、里親やファミリーホームにはなじみにくい子どもや、日常的に心理ケアや看護が必要な子ども、また、頻繁な親子交流や親子関係の再構築に向けた支援が必要な保護者など、特別なニーズを持った子どもや保護者も多い。これらのニーズに応えるために、児童養護施設は日常的な養育だけでなく、日常的な心理的ケアや看護師による医療的ケア、家庭支援専門相談員からの保護者支援など、幅広く専門的なケアが行えるような機能の強化が必要である。

また、児童養護施設は、より専門的な治療施設である情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設での治療終了後の措置先として選ばれることが多いため、ケアの継続性が保たれるように施設間の連携が必要である。

児童養護施設からの自立支援は、従来から取り組んでいる退所後就労や進学に向けた準備や取り組みだけでなく、就労や自立生活の困難が予測される時は、入所中の早い段階からの適切なアセスメントとそれに基づいた自立支援計画を策定し、障がい者支援や若者就労支援をはじめとする成人期の各種施策に円滑につなげるような支援が必要である。

### ○グループホームを活用した多様な家庭的養護を目指すこと

福岡市では、将来的には里親等委託率 50%を目指し家庭養護を推進していく

が、各施設においても地域小規模児童養護施設を3か所設置するなど家庭的養護を推進し、施設入所児童の半分は本体とは別敷地のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）で生活できるような小規模化を実現するべきである。

また、本体施設とグループホームの特性を活用し、被虐待児童や発達障がい児童等の治療的なケアが必要な子どもや、今まで集団養育になじみにくかった不登校や高校を中退した子ども等の養育を効果的に実現するとともに、地域に開かれた施設運営を目指す必要がある。

### ○母子生活支援施設の機能を強化すること

母子生活支援施設には、DV被害を受けた母親や虐待を受けた子ども、発達障がいのある子ども等が多く入所している。したがって、母親と子どもそれぞれに対する心理的ケアや母親への養育支援や親子関係再構築を行い、円滑な自立につながるよう機能強化が必要である。

## 3 家庭支援機能等の強化

### 【提言】

○各区のこども相談係は一次的な相談窓口として、区内の要支援家庭、要保護家庭のソーシャルワーク機能を強化させ、こども総合相談センターは、介入的支援に特化していくこと

○ショートステイの仕組みを整備すること

○子ども家庭支援センターをこども総合相談センターの役割を補完するものとして、2か所増設すること

○周産期母子の支援の仕組みづくりを検討すること

○各区のこども相談係は一次的な相談窓口として、区内の要支援家庭、要保護家庭へのソーシャルワーク機能を強化させ、こども総合相談センターは、介入的支援に特化していくこと

区のこども相談係は、子ども相談に関する一次的な相談窓口であり、区内の要支援家庭や要保護家庭の状況を把握し、区が中心的に支援を継続していくケースと、介入的支援が必要なケースを判断する役割を担う。

区で支援を継続していくためには、区内の社会資源を有効に活用することが不可欠であり、そのコンサルテーションをはじめ、こども相談係のソーシャルワーク機能の強化が必要である。区内の社会資源として社会的養護を位置づけ、積極的な関与や取り組みが求められる。

また、介入的支援が必要なケースは、速やかにこども総合相談センターに繋ぎ、センターは一時保護をはじめ法的な対応等を迅速に実施できるよう体制の強化が必要である。将来的には、課題はあるものの、こども総合相談センター職員を区に兼務させることにより、区が重篤ケースを除く一時保護の決定を行い、施設や校区里親に一時保護委託するといった形の機能強化が考えられる。

### ○ショートステイの仕組みを整備すること

ショートステイの利用状況については、「第1の2 虐待相談・一時保護所等の現状」にあるとおり、近年で急激に増加している。

現在の枠組みでは、子どもの年齢に応じて乳児院あるいは児童養護施設で対応しているが、特に乳児院は措置による入所や一時保護委託で定員いっぱいのもも多く、受け入れが困難な状況が既に起こっている。さらに、利用が増加することを考えると、新たな仕組みを検討しなければ今の仕組みでは対応できなくなる。

その対応策として、乳児院や児童養護施設がショートステイに対応可能な里親を確保し、施設の支援のもとに受け入れることも考えられる。

また、母子生活支援施設の活用も考えられ、これらを含めて新たな仕組みを早急に検討することが必要である。

### ○子ども家庭支援センターをこども総合相談センターの役割を補完するものとして、2か所増設すること

子ども家庭支援センターは、区やこども総合相談センターが担っている家庭支援機能を補完するものとして位置付け、区やこども総合相談センターが対応できない時間帯である平日夜間や土日祝日を中心に、来所相談、アウトリーチを行う等の方向性が考えられる。また、対象人口規模や利便性から考えると、東区に1か所、南区に1か所増設する等複数設置する必要がある。

また、子ども家庭支援センターの相談機能については、現在の休日・夜間相談事業の対象を、ひとり親家庭や、ネグレクトなど危機にある子どもや家庭へとしていくことが望ましい。

### ○周産期母子の支援の仕組みづくりを検討すること

予期しない妊娠や未成年の妊娠など、産後育てることが困難な母親に対して、妊娠期からの情報提供や支援は非常に重要である。家庭支援機能はもちろん、特別養子縁組や養育里親、乳児院、母子生活支援施設等の情報についても、区や周産期医療機関から正確に提供できるようにする必要がある。

また、出産後に特別養子縁組の同意を予定する妊婦に対しては、新生児期の養子縁組里親委託に向けて、周産期医療機関と児童相談所は協力して母子、里親のサポートにあたる。若年母子等で祖父母等親族の支援が得られないものの

養育を希望する場合には、母子ともにケアやサポートのできる支援の仕組みを、母子生活支援施設の活用を含め検討する必要がある。

#### 4 自立支援策の強化

##### 【提 言】

- 多様なニーズに応じるため、自立援助ホームを2か所増設し、男女別の施設とすること
- さまざまな自助グループの形成のための居場所づくりを推進すること
- 施設を退所した子どものニーズの把握と相談・支援体制の検討を行うこと
- 子どもの自立に向けた養育を充実させること

##### ○多様なニーズに応じるため、自立援助ホームを2か所増設し、男女別の施設とすること

自立援助ホームに入所している子どもの中には入所直後からアルバイト等の就労体験を重ねて円滑に退所していく子どもがいる一方、すぐには就労が困難な子どももあり、時間をかけた生活支援や就労支援が必要である。また、男女間のトラブルを避ける意味で、男性専用、女性専用の自立援助ホームに対するニーズもある。このため、自立援助ホームを、就労支援を目的とする施設と、短期間での就労をめざすことが難しい子どもの支援を目的とする施設の2種類に整理し、それぞれで男女別の自立援助ホームを確保するため、全部で4か所の施設が必要である。

また、自立援助ホームの利用者には、自立生活力の不十分な子どもが多いことから、ホーム近隣のアパートを借りて自活し、ホームがアフターケアとして相談支援をしていく取り組みが重要である。福岡市独自で定員内のステップハウスを、職員の見守り体制を附設することを条件に、自立の為に必要な段階として認可するといった取り組みも考えられる。

##### ○さまざまな自助グループの形成のための居場所や交流を推進すること

各施設や里親会の自助グループや、そうした枠組みを超えた自助グループなど、子ども自身が参加しやすい自助グループを選べるよう、複数のグループができることが望ましい。そのためには、子どもや成人に達した若者たちが自助グループを自分たち自身で創ろうとするような交流の場の提供や支援する活動が必要である。

##### ○施設を退所した子どものニーズの把握と相談・支援体制の検討を行うこと

施設や里親家庭等から措置解除となった後の生活や就学、就労の継続状況や



困り感等のニーズを把握することは、その本人に必要な支援を届けるという意味もあるが、今後の自立支援策に活かせる貴重な情報源にもなる。そのようなフォロー体制を検討すべきである。

さらに、自立困難な者の中には、発達障がいや精神疾患等を抱えている者もあり、医療的なケア、区の福祉サービス、障がい者支援、若者就労支援等との連携が欠かせない場合が多い。措置解除後に、子どもが真に自立するまで継続的に支援できるような体制を強化・検討するべきである。

### ○子どもの自立に向けた養育を充実させること

子どもの進路希望に合わせ、早い段階から、高校卒業後の進路を検討する必要がある。国においても、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知，平成23年12月28日付）により、措置延長の積極的活用を打ち出しており、福岡市も柔軟に運用していくべきである。また、自立支援の一つとして、奨学金や大学の授業料免除の制度に関する情報収集及び周知をしていくとともに、市の経済的支援の仕組みについて財源確保を含めて検討する必要がある。自立援助ホームの子どもたちには、児童養護施設や里親等と異なり、就職時の自立生活支度費等がないため、市独自の支援を検討するべきである。

## 5 人材育成のための仕組みの強化

### 【提 言】

- 直接処遇職員や専門職員の採用の仕組みをつくること
- 職員が長く働くことができるように、待遇や研修、支援体制を充実させること

### ○直接処遇職員や専門職員の採用の仕組みをつくること

児童養護施設等に適した人材を採用するためには、在学中から社会的養護に対する認知度や関心を高めることで、意欲のある人材を発掘する必要がある。具体的には、児童養護施設等の合同による採用活動や、福祉学科のある大学等を通じて学生に呼びかけて、現場体験やセミナー等に参加させ、社会的養護を身近に感じさせる等、施設への就職希望者を増やすための取り組みが必要である。

また、新卒からの採用に限らず、他の業種での経験が、児童養護の現場でも活かせるところがあるため、中途採用による人材獲得の取り組みも有効であり、新規採用、中途採用ともに、合同で積極的な広報を行う必要がある。

- 職員が長く働くことができるように、待遇や研修、支援体制を充実させること

職員が働きやすくなるよう、行政のバックアップのもと、待遇向上を図る必要がある。

一方で、待遇は変わらないにもかかわらず、小規模化等により、職員にとって業務内容が高度となり責任が重くなる一方、現場の士気が高まり、養育技術を高めたいといった声もあがっている事例もある。こうした職員を支援するために、他都市にあるように、新人研修、中堅研修、スーパーバイザー研修など階層ごとの研修制度を、社会福祉協議会等と連携を図りながら作り上げ、職員別の達成度合いや課題を把握し育成していくことが必要である。また、小規模化された施設でのスーパーバイザーの育成も必要である。

## 6 子ども相談体制の強化

### 【提言】

- 職員が継続的に子どもや家庭を支援することができる体制整備や計画的な人材育成のシステムづくりを行うこと
- 子ども相談行政に関する企画立案、運営の連携・協働及び広報活動を強化すること

### ○職員が継続的に子どもや家庭を支援することができる体制整備や計画的な人材育成のシステムづくりを行うこと

子どもの養育にかかる相談・支援は、丁寧な支援が継続的に行われるべきである。そのためには、子ども相談に対応する職員が余裕をもって子どもや家庭を支援できる体制を強化する必要がある。

福岡市における主な子ども相談体制として、子ども相談に関する一次的窓口である区のこども相談係、介入的支援を行うこども総合相談センターがあり、両者の連携と職員の育成が不可欠である。

こども総合相談センターにおいては、直面する課題として、第2の「7 子ども相談体制における課題」にあるとおり、児童福祉司の担当ケース数の多さや支援が困難なケースの増加など、業務の負担感が大きいことがあげられる。負担感の軽減のためには、まず、児童福祉司の増員により担当ケース数を軽減するとともに、児童福祉司を支援するスーパーバイズ体制の充実が必要である。このことにより、児童福祉司が長期に勤続し同じ担当者による継続的な支援の実現につなげていく必要がある。

子ども相談に対応する職員の育成にあたっては、10年、20年先を見据えた人材育成のシステム構築と、これに基づいた、こども総合相談センターと区のこども相談係との計画的な人事交流及び総合的な研修が必要である。人事交流により、職員が両者の機能を熟知し、的確なソーシャルワーク力を身に付ける

とともに、組織的連携を強めることが可能となる。

### ○子ども相談行政に関する企画立案、運営の連携・協働及び広報活動を強化すること

区のこども相談係職員を対象とする虐待相談に関する研修は継続的に実施され、充実してきたが、それに比べ社会的養護全般に関する研修は非常に限られている。

要支援児童や家庭への支援は、区のこども相談係が中心的に担っていくことを考えれば、虐待も含めた社会的養護に関する研修や人材育成、さらには制度や体制の整備等を全市的に集約し、情報発信する部署が必要である。

## 7 子どもの権利擁護の強化

### 【提言】

- 子どもの福祉に関して専門性のある第三者が子どもと定期的に面会し、子どもの意見を聴くシステムを整備すること
- 社会的養護のケアを受ける子どもの意見を反映させる仕組みをつくること
- 里親委託児童と実親との交流の保障を保障すること

### ○子どもの福祉に関して専門性のある第三者が子どもと定期的に面会し、子どもの意見を聴くシステムを整備すること

これまで、社会的養護のケアを受ける子どもの意見を聴く方法として、施設のケア等について相談するための専用電話の設置や第三者評価における利用者アンケートが行われていたが、このように子どもの自発的な行動に期待する方法では年齢や成熟度に幅のある子どもたちの意見を十分に聴き取ることができないという問題がある。そのため、子どもの声を積極的に聴いていく仕組みづくりが必要である。そこで、これまでの方法に加えて、子どもの福祉に関して専門性を有する第三者が定期的に子どもに面会して意見を十分に聴き取ることのできるシステムを整備することが必要である。かかる第三者の選定にあたっては、福岡市子ども・子育て審議会の権利擁護専門部会を活用することなどが考えられる。また、公平性、客観性を担保するため、各施設と利害関係がない者を選定することが必要である。さらに、法的に的確な子どもの権利擁護を図る観点から、弁護士と小児科医などが共に第三者チームを作って面会するなどの仕組みが望ましい。なお、子どもはなじみのない人に話をしづらいことも考慮し、第三者性を保ちながらも、第三者が子どもと長く関われる仕組みが必要である。また、第三者評価の結果をしっかりと活用するべきである。

### ○社会的養護のケアを受ける子どもの意見を反映させる仕組みをつくること

社会的養護のケアを受ける子どもの権利擁護を十分に図るためには、その子どもの意見を社会的養護のケアに反映させることが最適である。そのためにはまず子どもの意見を十分に把握する必要がある。

そこで、前記のとおり第三者との面会により、子どもの意見を聴き取るとともに、さらに子どもの意見を十分に把握するために、里親等委託中の子ども同士で交流したり、施設入所中の子ども同士で交流したりする行事等の中で、子どもが意見を言える場を設けるといった取り組みが必要である。なお、里親等委託中の子どもと施設入所中の子どもとは、生活環境が異なるため、まずはそれぞれの交流行事をもつべきである。

また、里親等委託中の子どもは、個別的な環境にあり、不安感を持つことも考えられる。不満や本音を言いにくいことも考えられる。そこで、幼児や小学生向けだけでなく高年齢児も参加しやすい里親会の行事をつくり、子どもが他の里親等や子どもと交流できる機会をもち、子どもが本音を言える環境を作っていく必要がある。さらに、退所した子ども等の意見を把握していくことも必要である。

#### ○里親等委託児童と実親との交流の保障を保障すること

子どもの権利として、実親と分離された子どもは実親と定期的に面会交流することが基本的に保障されるべきであり、これが十分に実現されるよう積極的な支援が必要である。

この点、里親等委託中の子どもの場合、里親等宅において実親との面会交流を実施することが困難な場合が多く、遠方のこども総合相談センターを面会場所に設定していることも多い。そこで、子どもと実親との面会交流が円滑に行われるような積極的な支援が必要であり、具体的には、当面、里親支援専門相談員が配置されている施設において実親と面会交流することが考えられる。また、将来的には、区において社会的養護の取り組みが進む中で、子どもと実親との面会交流を区で行うといったことも考えられ、検討が必要である。

## 委 員 名 簿

分 野	所 属 等	氏 名	備 考
学識経験者	九州大学大学院 人間環境研究院 教授	増田健太郎	委員長
	関西大学 人間健康学部 教授	山縣 文治	
弁護士	福岡県弁護士会 子どもの権利委員会 委員	小坂 昌司	
医 師	九州大学病院 子どものこころ診療部	山下 洋	
児童福祉	ふくおか・こどもの虐待防止センター運営委員	松崎 佳子	
	福岡市民生委員児童委員協議会 副会長	森住 勝子	
	福岡市里親会 会長	天久 真理	
	福岡市乳児院児童養護施設協議会 会長	蔭山 孝雄	
	福岡市乳児院児童養護施設協議会 副会長	藤田 芳枝	副委員長
	社会福祉法人福岡県母子福祉協会 事務局長	廣渡 次郎	
	福岡市子ども家庭支援センター「子どもの村福岡」センター長	坂本 雅子	
青少年自立支援室「いっしょ☆ふくおか」室長	栃原 和代		
行 政	福岡市こども総合相談センター所長	藤林 武史	

※ 順不同

## 審 議 経 過

時 期	区 分	審 議 内 容 等
平成 25 年 11 月 18 日	第 1 回	・ 検討事項について
平成 26 年 1 月 20 日	第 2 回	・ 家庭養護の推進 ・ 施設機能の強化
平成 26 年 2 月 3 日	第 3 回	・ 家庭支援機能等の強化 ・ 自立支援策の強化
平成 26 年 3 月 5 日	第 4 回	・ 人材育成のための仕組みの強化 ・ 子どもの権利擁護の強化
平成 26 年 4 月 7 日	第 5 回	・ これまでの検討内容のまとめについて
平成 26 年 5 月 2 日	第 6 回	・ これまでの検討内容のまとめについて



# 参 考 资 料

## 児童福祉施設等の種類

施設名及び事業名	施設 の 目 的	根拠法令、通知
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設	児童福祉法 第36条
乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	児童福祉法 第37条
児童養護施設	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設	児童福祉法 第41条
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	児童福祉法 第43条の2
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	児童福祉法 第44条
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	義務教育終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、児童福祉法第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。)につき同法第三十三条の六第一項に規定する住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業	児童福祉法 第6条の3第1項
里親	養育里親及び定められた人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。	児童福祉法 第6条の4第1項
養育里親	定められた人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの	児童福祉法 第6条の4第2項
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居(ファミリーホーム)において養育を行う事業	児童福祉法 第6条の3第1項 第8号
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	児童福祉法 第38条
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設	児童福祉法 第44条の2
退所児童等アフターケア事業	児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら自らの努力で生活基盤を築いていかななければならない。このため、これらの子ども(18歳以上を含む。)に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする事業	平成10年5月18日付児童発第397号厚生省児童家庭局長通知「児童家庭支援センターの設置運営について」中の「退所児童等アフターケア事業実施要綱」



## 児童養護施設等在籍児童数の推移

(各年度3月1日現在)

区分	施設名等	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
乳児院	福岡市内施設 (2箇所) 市枠は、暫定定員及び定員協定の市枠	市枠	49人	48人	48人	49人	51人	51人
		在籍数	47人	41人	※49人	46人	50人	50人
		充足率	95.9%	85.4%	102.1%	93.9%	93.9%	93.9%
	管外施設	施設数	2	1	2	1	2	1
		在籍数	2人	2人	3人	1人	2人	1人
	小計	施設数	4	3	4	3	4	3
在籍数		49人	43人	52人	47人	52人	51人	
児童養護施設	福岡市内施設 (3箇所)	定員	317人	327人	323人	323人	323人	281人
		在籍数	311人	285人	275人	264人	257人	240人
		充足率	98.1%	87.2%	85.1%	83.8%	83.8%	83.8%
	管外施設	施設数	13	16	14	14	13	12
		在籍数	32人	35人	31人	29人	33人	34人
	小計	施設数	16	19	17	17	16	15
在籍数		343人	320人	306人	293人	290人	274人	
情緒障害児短期治療施設	施設数	4	4	4	4	5	4	
	在籍数	16人	22人	20人	13人	12人	10人	
児童自立支援施設	施設数	1	5	3	2	4	3	
	在籍数	10人	12人	11人	11人	13人	12人	
自立援助ホーム	施設数	0	2	1	1	1	1	
	在籍数	0人	2人	3人	3人	2人	4人	
里親	在籍数	29人	72人	72人	79人	67人	93人	
ファミリーホーム	在籍数	-	-	10人	26人	47人	49人	
計	施設数(ファミリーホーム除く)	37	44	39	36	39	35	
	在籍数	447人	471人	474人	472人	483人	493人	

※暫定市枠48だが、“定員まで措置可能”により措置

区分	施設名等	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
母子生活支援施設	福岡市内施設 (2箇所) 市枠は、暫定定員及び定員協定の市枠	市枠	85人	85人	85人	77人	81人	88人
		在籍世帯数	70世帯	76世帯	68世帯	73世帯	76世帯	77世帯
		在籍児童数	117人	123人	104人	116人	121人	122人
		充足率	82.4%	89.4%	80.0%	94.8%	93.8%	87.5%
	管外施設	施設数	14	11	11	9	10	9
		在籍世帯数	21世帯	19世帯	19世帯	18世帯	17世帯	20世帯
		在籍児童数	37人	34人	36人	30人	32人	39人
	小計	施設数	16	14	14	12	13	12
		在籍世帯数	91世帯	75世帯	87世帯	91世帯	93世帯	97世帯
在籍児童数		154人	157人	140人	146人	153人	161人	

## 児童養護施設等入所児童に占める発達障がい等をもつ児童の割合

区分	20年度				21年度				22年度				23年度				24年度			
	発達障がい	愛着障がい等	軽度MR	実人数	発達障がい	愛着障がい等	軽度MR	実人数	発達障がい	愛着障がい等	軽度MR	実人数	発達障がい	愛着障がい等	軽度MR	実人数	発達障がい	愛着障がい等	軽度MR	実人数
乳児院			2	2	1	1	3	4			3	3			1	1			2	2
児童養護施設	10	6	6	17	4	1	5	10	13	6	6	20	5	1	8	14	12	5	11	25
情緒障害児短期治療施設	6	4	2	8	3	1		4	1		2	2	5	3		6	1	1		1
児童自立支援施設	3	1	2	4	2	2	1	4	2	2		3	3	5	5	9	2		3	5
自立援助ホーム		1		1			1	1		1	1	2		1	1	2			2	2
里親	4	3		6	4	4	6	12	4	3	1	7	1	5	1	7	1	10	3	12
ファミリーホーム					4	2	3	8	5		4	9	6	1	1	7	1	3	5	8
計	23	15	12	38	18	11	19	43	25	12	17	46	20	16	17	46	17	19	26	55
全入所児童数	116				154				156				166				173			
全入所児童に占める割合(%)	33%				28%				29%				28%				32%			

\* 発達障がいとは、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能広汎性発達障がいを指す。

\* 愛着障がい等とは、虐待等により愛着の問題や情緒的な問題を抱えている児童を指す。

\* 軽度MRとは、軽度の知的障がいをもつ児童を指す。

## 児童養護施設等入所・退所児童数の推移

区分		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
乳児院	福岡市内施設 (2箇所)	入所	34人	63人	43人	31人	37人	34人
		退所	31人	44人	29人	30人	40人	33人
		増△減	3人	19人	14人	1人	-3人	1人
	管外施設	入所	2人	0人	1人	0人	2人	0人
		退所	0人	1人	0人	2人	2人	0人
		増△減	2人	-1人	1人	-2人	0人	0人
	小計	入所	36人	63人	44人	31人	39人	34人
		退所	31人	45人	29人	32人	42人	33人
		増△減	5人	18人	15人	-1人	-3人	1人
児童養護施設	福岡市内施設 (3箇所)	入所	47人	47人	42人	46人	49人	42人
		退所	47人	60人	56人	54人	63人	40人
		増△減	0人	-13人	-14人	-8人	-14人	2人
	管外施設	入所	22人	10人	5人	13人	5人	17人
		退所	5人	0人	18人	7人	10人	6人
		増△減	17人	10人	-13人	6人	-5人	11人
	小計	入所	69人	57人	47人	59人	54人	59人
		退所	52人	60人	74人	61人	73人	46人
		増△減	17人	-3人	-27人	-2人	-19人	13人
情緒障害児短期 治療施設	入所	6人	8人	6人	2人	6人	1人	
	退所	5人	5人	9人	11人	4人	1人	
	増△減	1人	3人	-3人	-9人	2人	0人	
児童自立支援施設	入所	6人	10人	12人	8人	11人	13人	
	退所	12人	16人	9人	10人	9人	12人	
	増△減	-6人	-6人	3人	-2人	2人	1人	
自立援助ホーム	入所	0人	1人	9人	6人	2人	9人	
	退所	0人	1人	8人	6人	3人	7人	
	増△減	0人	0人	1人	0人	-1人	2人	
里親・ファミリーホーム	委託	8人	19人	36人	50人	54人	57人	
	解除	5人	9人	26人	30人	44人	29人	
	増△減	3人	10人	10人	20人	10人	28人	
計	入所等	119人	123人	139人	158人	159人	181人	
	退所等	112人	115人	163人	143人	166人	116人	
	増△減	7人	8人	-24人	15人	-7人	65人	

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
母子生活支援施設	福岡市内施設 (2箇所)	入所世帯	15世帯	25世帯	23世帯	27世帯	24世帯	28世帯
		入所児童	30人	36人	39人	39人	33人	49人
		退所世帯	23世帯	23世帯	30世帯	24世帯	24世帯	13世帯
		退所児童	42人	34人	52人	30人	32人	46人
		世帯増△減	-8世帯	2世帯	-7世帯	3世帯	0世帯	15世帯
		児童増△減	-12人	2人	-13人	9人	1人	3人
	管外施設	入所世帯	15世帯	4世帯	6世帯	6世帯	8世帯	14世帯
		入所児童	30人	4人	11人	16人	24人	24人
		退所世帯	15世帯	1世帯	7世帯	1世帯	9世帯	8世帯
		退所児童	32人	1人	19人	3人	15人	13人
		世帯増△減	0世帯	3世帯	-1世帯	5世帯	-1世帯	6世帯
		児童増△減	-2人	3人	-8人	13人	9人	11人
	計	入所世帯	30世帯	28世帯	29世帯	33世帯	32世帯	42世帯
		入所児童	60人	40人	50人	55人	57人	73人
		退所世帯	38世帯	24世帯	37世帯	25世帯	33世帯	21世帯
		退所児童	74人	35人	71人	33人	47人	59人
		世帯増△減	-8世帯	4世帯	-8世帯	8世帯	-1世帯	21世帯
		児童増△減	-14人	5人	-21人	22人	10人	14人

## こども総合相談センターにおける相談援助活動の概況

### 1 電話相談(受案件数)

区分	育成相談		障がい相談		養護相談		非行相談		教育相談		その他		計	対前年比
20年度	6,050	52%	177	2%	401	3%	214	2%	3,157	27%	1,653	14%	11,652	—
21年度	5,992	51%	167	1%	420	4%	227	2%	2,587	22%	2,335	20%	11,728	101%
22年度	5,900	52%	160	2%	606	5%	221	2%	2,281	20%	2,169	19%	11,337	97%
23年度	5,215	51%	160	2%	704	7%	219	2%	2,775	27%	1,137	11%	10,210	90%
24年度	4,668	43%	163	2%	1,020	9%	264	2%	3,474	32%	1,307	12%	10,896	107%

### 2 面接相談(受案件数)

区分	育成相談		障がい相談		養護相談		非行相談		教育相談		その他		計	対前年比
20年度	246	7%	2,200	63%	649	19%	225	6%	174	5%	0	0%	3,494	—
21年度	207	6%	2,196	61%	802	23%	223	6%	147	4%	0	0%	3,575	102%
22年度	216	6%	2,129	60%	899	25%	226	6%	119	3%	0	0%	3,589	100%
23年度	235	6%	2,335	61%	894	24%	184	5%	168	4%	0	0%	3,816	106%
24年度	227	6%	2,312	61%	925	24%	188	5%	143	4%	17	0%	3,812	100%

### 3 虐待相談(受案件数)

区分	心理的虐待		身体的虐待		性的虐待		放任虐待		計	対前年比
20年度	41	12%	127	37%	10	3%	164	48%	342	—
21年度	117	24%	175	35%	17	3%	186	38%	495	145%
22年度	177	29%	184	31%	21	3%	222	37%	604	122%
23年度	199	37%	170	31%	16	3%	159	29%	544	90%
24年度	190	36%	163	31%	15	3%	161	30%	529	97%

### 4 一時保護の状況(保護人数)

区分	一時保護所		一時保護委託		計	対前年比
20年度	363	87%	55	13%	418	—
21年度	388	80%	100	20%	488	117%
22年度	344	71%	141	29%	485	99%
23年度	353	72%	137	28%	490	101%
24年度	381	75%	130	25%	511	104%

### 5 社会的養護の状況(措置人数)

区分	施設		里親・FH		計	対前年比
20年度	97	84%	19	16%	116	—
21年度	118	77%	36	23%	154	133%
22年度	106	68%	50	32%	156	101%
23年度	112	67%	54	33%	166	106%
24年度	116	67%	57	33%	173	104%

## 一時保護の状況

## 1 一時保護所

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
養護	実人数	178人	218人	131人	140人	178人
	延人数	5,705人	7,813人	5,473人	4,767人	5,158人
虐待	実人数	88人	59人	93人	96人	104人
	延人数	5,205人	3,340人	6,103人	5,381人	5,491人
非行	実人数	84人	98人	108人	76人	77人
	延人数	2,709人	2,272人	3,826人	2,965人	2,473人
育成	実人数	13人	13人	12人	41人	22人
	延人数	323人	178人	776人	1,275人	1,074人
計	実人数	363人	388人	344人	353人	381人
	延人数	13,942人	13,603人	16,178人	14,388人	14,196人
1日当たり 平均保護人数		38.1人	37.2人	44.3人	39.4人	42.3人
1人当たり 平均保護日数		38.4日	33.6日	44.9日	42.3日	37.5日
定員		40人	40人	40人	40人	40人
定員超過日数		127日	88日	300日	196日	152日

※福岡市子ども総合相談センター作成

## 2 一時保護委託

区 分			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
児童福祉施設	乳児院	実人数	6人	24人	33人	33人	21人
	児童養護施設	実人数	15人	20人	51人	63人	52人
	その他	実人数	3人	9人	8人	2人	22人
	小計	実人数	24人	53人	92人	98人	95人
里親・ファミリーホーム	実人数	24人	44人	49人	39人	31人	
病院	実人数	0人	1人	0人	0人	1人	
その他	実人数	7人	2人	0人	0人	3人	
計	実人数	55人	100人	141人	137人	130人	

※福岡市子ども総合相談センター作成

## 里親制度の運用状況

## ■里親登録数の推移 (年度末現在)

年 度	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録数	3	6	14	16	13	19
削除数	3	5	18	4	0	3
登録数累計	171	222	236	252	265	284
削除数累計	128	145	163	167	167	170
年度末登録数	43	77	73	85	98	114
年度末委託数	20	40	40	51	55	62

## ■委託児童数の推移 (年度末現在)

年 度	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
委託数	8	19	27	39	42	51
解除数	5	9	17	19	32	23
年度末委託数	27	75	85	105	115	143

## ■里親委託率の推移 (年度末現在)

措置数(単位:人)	16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
乳児院措置数①	42	32	47	46	43	44
児童養護施設措置数②	324	302	275	273	254	267
里親委託数③・・・A	27	75	85	105	115	143
計(①+②+③)・・・B	393	409	407	424	412	454
里親委託率 A/B	6.87%	18.34%	20.88%	24.76%	27.91%	31.50%

## ■平成21年4月1日～平成25年3月31日の間に委託した里子の委託時の年齢分布

年 齢	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	合計
21～24年度	33人	38人	26人	16人	20人	26人	159人

※福岡市子ども総合相談センター作成

## 施設入所・里親委託の割合

年度末現在

年度	乳児院		児童養護施設		里親・FH		合計
	入所児童数 (人)	割合	入所児童数 (人)	割合	委託児童数 (人)	割合	入所児童数 (人)
平成16年度	42	10.5%	330	82.7%	27	6.8%	399
平成20年度	32	7.8%	302	73.9%	75	18.3%	409
平成21年度	47	11.5%	275	67.6%	85	20.9%	407
平成22年度	46	10.8%	273	64.4%	105	24.8%	424
平成23年度	43	10.4%	254	61.7%	115	27.9%	412
平成24年度	44	9.7%	267	58.8%	143	31.5%	454
平成25年度	45	9.8%	269	58.4%	147	31.9%	461



里親委託率

## 【参考】全国の状況

年度末現在

年度	乳児院		児童養護施設		里親・FH		合計
	入所児童数 (人)	割合	入所児童数 (人)	割合	委託児童数 (人)	割合	入所児童数 (人)
平成20年度	2,995	8.0%	30,451	81.6%	3,870	10.4%	37,316
平成21年度	2,968	7.9%	30,594	81.3%	4,055	10.8%	37,617
平成22年度	2,943	8.2%	28,728	79.8%	4,313	12.0%	35,984
平成23年度	2,890	7.9%	28,803	78.6%	4,966	13.5%	36,659
平成24年度	2,924	8.0%	28,233	77.2%	5,407	14.8%	36,564



里親委託率

〔資料〕福祉行政報告例

## 予定外の措置変更・措置解除の状況

## ■平成21年度～24年度に措置変更・措置解除になった子どもの数(施設別)

区分	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親・ファミリーホーム	合計
21～24年度	35人	6人	4人	23人	68人

## ■措置変更・措置解除になった原因

区分	子ども側の要因	施設・里親側の要因	保護者側の要因	合計
21～24年度	47人	10人	10人	68人

## ■措置変更・措置解除になった子どもの年齢

区分	～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	合計
21～24年度	5人	11人	22人	30人	68人

## ■措置変更・措置解除になった子どもが抱える問題

区分	虐待	発達障害
21～24年度	24人	15人

※ 福岡市こども総合相談センター作成



## ○ 予定外の措置変更・措置解除後の状況

区分	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親・ファミリーホーム	合計
21～24年度対象児童	35人	6人	4人	23人	68人
変更・解除後の状況(内訳/単位:人)					
家庭引取り	22	3	3	12	40
里親・ファミリーホームへ措置変更	6	1		6	13
就職(アルバイト含む)	3			3	6
児童自立支援施設へ措置変更	1	1		1	3
自立援助ホームに入所	2				2
児童養護施設へ措置変更		1		1	2
情緒障害児短期治療施設へ措置変更	1				1
少年院に入所				1	1

## ○ 上記のうち、15～17歳の児童

区分	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親・ファミリーホーム	合計
21～24年度対象児童	17人	1人	2人	10人	30人
変更・解除後の状況(内訳/単位:人)					
家庭引取り	11	1	2	6	20
里親・ファミリーホームへ措置変更	1			1	2
就職(アルバイト含む)	3			3	6
児童自立支援施設へ措置変更					
自立援助ホームに入所	2				2
児童養護施設へ措置変更					
情緒障害児短期治療施設へ措置変更					
少年院に入所					



これまでの取り組み状況

総合計画の項目	提言書の項目	事業名	事業概要及び取り組み等	実績数値等	
(1) 家庭的養護の推進	家庭的ケア及び施設のケア単位の小規模化	→ (2) 施設機能の強化に記載			
	里親委託の推進	里親制度推進事業	H22～H25委託児童数の増加に伴い、里親対応専門員の増員を図る	【初期値】20年度末 18.3% 【目標値】26年度末 25% 【24年度実績】 31.5%	
	里親研修の充実や委託後の支援体制の充実	里親制度推進事業	里親一般研修会の増、及び専門里親継続研修を自主開催することで研修の機会を増加した。	【初期値】21年度 一般研修2回 【25年度】一般研修3回、専門里親継続研修1回	
	里親制度の普及啓発	絆ファミリー関係事業	H25 短期間専任の里親を募集するとともに、DVD作成など積極的な広報活動により里親登録を促進		
	里親委託の向上	里親制度推進事業	児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。	H24.12 里親専門相談員を1乳児院に配置 H25.4 里親専門相談員を1乳児院、1児童養護施設に配置	
	ファミリーホームの促進	ファミリーホームの促進	児童虐待等による家庭での養育が困難な子どもを相当の経験を有する者等の住居（ファミリーホーム）において養育する。	【初期値】21年度末 2か所 【目標値】26年度末 7か所 【25年度11月現在】 1 1か所	
	施設機能の強化	施設機能の強化		【初期値】21年度末 児童養護施設 常勤1か所 常勤的非常勤2か所 乳児院 常勤2か所 母子寮 配置なし 【25年度当初】 児童養護施設 常勤3か所 乳児院 常勤2か所 母子生活支援施設 常勤1か所 常勤的非常勤1か所	
	施設における専門的ケア体制強化	施設における専門的ケア体制強化	平成24年度から、最低基準において、心理療法の必要な児童等が10人以上いる場合は、心理療法担当職員を原則配置することとなった。 施設において、心理療法担当職員の常勤化を進めている。		
	ケア単位の小規模化の促進	ケア単位の小規模化の促進	情緒障害児短期治療施設の機能付加 提言を受け左記の事業化に取り組んだが、事業化に至らなかった。		
	施設の耐震化	児童養護施設の耐震化	児童養護施設における本体施設の分園で、地域の住宅地等に新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境で養育を実施するもの。 定員は6人で1施設あたり2か所まで設置可能。 平成23年度に見養護施設「和臼青松園」の耐震化（建て替え）を完了し、それまでの大舎割から10人	【初期値】2施設2か所 【25年度当初】 3施設5か所	
(2) 施設機能の強化	自立に向けての手厚いサポート体制	→ (4) 自立支援策の強化に記載			
	ショートステイや短期入所措置等を活用した在宅支援機能の充実	→ (3) 家庭支援機能等の強化に記載			
	家庭、施設、関係機関等との連携強化	要保護児童支援地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関・団体等で構成する要保護児童支援地域協議会を市及び各区に設置している。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施し、関係機関・団体ネットワークによる支援を行う。	24年度実績（市及び7区協議会の合計） 代表者会議 11回 実務者会議（研修 進行管理会議含む）122回 個別ケース検討会議 291回	
	各区保健福祉センターや家庭支援機能及びショートステイや短期入所等を活用した在宅支援機能の充実	子育て支援短期利用事業（子どもシヨーステイ）	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもを、児童養護施設や乳児院で短期間預かる。	【初期値】21年度末 5か所 【目標値】26年度末 8か所 【25年度当初実績】 5か所	
	家庭支援専門相談員の活用強化	家庭支援専門相談員	児童相談所の施設担当職員と連絡会を定期的に開催し、自立支援指針・計画書の様式変更、家庭引取りに向けたプロセスの確認等を行い、施設入所児童の家庭再統合支援・自立支援を目指している。	配置状況 【初期値】21年度末 児童養護施設3か所、乳児院2か所 常勤職員各1名配置、児童養護施設3か所、乳児院2か所 常勤職員各1名配置 乳児院1か所に非常勤職員1名を追加配置 【25年度】23年度と同じ ※ 平成24年度から最低基準に盛り込まれ、児童養護施設及び乳児院において必置となった。	
	児童家庭支援センターを地域の拠点として設置	児童家庭支援センター	相談・支援体制を強化するため、家庭からの児童に関する相談への対応や、区からの求めに応じ、必要な援助等を行うほか、児童相談所からの指導委託、ファミリーホーム等への支援を行う。 福岡市では、児童相談所等が閉庁する休日夜間における相談体制を充実させるため、平成24年度6月から「福岡市子育て・休日夜間サポート相談事業」として限定的に試行したのちに、平成25年5月から「福岡市子ども家庭支援センター子ども村福岡」として児童家庭支援センターを設置した。	24年6月～25年4月 福岡市子育て・休日夜間サポート相談事業 相談等件数 314件（電話等含む） 25年5月～10月 児童家庭支援センター相談等件数 357件（電話等含む）	
	メンタルヘルスの問題を抱える保護者に対する専門的支援の取組みを充実すること	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、子ども家庭支援員が訪問し養育に関する指導助言を行う。	21年度 117家庭に派遣 24年度 130家庭に派遣	
	家庭、施設、関係機関等との連携を十分に図り、家族再統合に向けた支援を強化	母親の心の健康支援事業	母子保健訪問において、母親の心の健康状態の把握に努めている。その際、継続的な支援が必要な場合に、母子訪問指導員（助産師）及び校区担当保健師による継続訪問を行う。また、必要に応じて具体的な育児指導等を行う「子ども家庭支援員」の派遣も行ってきている。	【平成24年度実績】 継続訪問 494件（実数） 子ども家庭支援員の派遣実績は、養育支援訪問事業に含む。	
	(3) 家庭支援機能等の強化				

総合計画の項目	提言書の項目	事業名	事業概要及び取り組み等	実績数値等
(4) 自立支援策の強化  施設退所後を見据えたケアの計画的実施  自立援助ホームの推進	施設退所後の自助グループや居場所づくりの推進  施設を退所した子どものニーズの把握と相談・支援体制の検討	退所児童等アフターケア事業  自立援助ホーム	【平成23年度開始】施設などを退所した子どもたちから、来所又は電話による生活や就業に関する相談に応じたり、1人暮らしの生活を行ううえで必要な知識を教える講習会の開催、退所児童間の交流を支援する交流会の開催、子どもたちが気軽に自由に集まることのできるフリースペースを提供するなど、施設退所者などの地域生活を支援する事業。 ・自立を控えた児童への研修事業の実施 ・退所児童の交流事業実施 退所児童の追跡調査や自助グループの形成までは至っていない。  児童養護施設等を退所した児童等に対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において相談その他の日常生活支援、生活指導及び就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う。 H24年度から子どもシェルターを自立援助ホームとして設置。	【初期値】21年度末 1か所 【目標値】26年度末 2か所 【24年度実績】1か所増設し、2か所
	多様なニーズに応じるため複数の自立援助ホームの設置	福岡市民間児童福祉施設運営費補助金  児童相談所と共催の研修会開催  研修講師紹介	市からは、児童福祉施設運営費補助金による運営費・人件費補助を行っている。  年に1度、児童相談所と共催の研修会を実施し、施設職員の資質向上を目指している。  児童相談所が、施設が研修する講師の紹介を行ったことも過去に例がある。	
(5) 人材確保のための仕組みの強化  研修体制の整備等による人材確保の仕組みづくり	施設職員への支援体制の強化  研修体制の充実  専門的なケアができる職員の養成の促進	児童養護施設等の入所児童を対象に専用電話を設置し、施設内ケアに関する相談や通報を受け、適切に対処する。 児童養護施設等に入所する子どもたちの権利意識を醸成し、権利擁護に資するため平成20年度作成の改定版「えがおノート」を入所児童に配布中。 【平成20年度】児童養護施設及び乳児院に対して第三者評価費用の1/2を補助することで、3年に1度実施してきた。 【平成24年度】措置費の対象となり、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設において3年に1度の実施が義務付けされた。また、自己評価も同年度から第三者評価を実施しない年には、自己評価を行うこととなった。  策定に至っておらず、検討している。	平成20年8月1日設置  平成20年度改定版作成	
(6) 子どもの権利擁護の強化  被措置児童等虐待防止のガイドライン策定及び体制整備、専用電話や権利ノート	子どもたちが自由に意見を述べ、子どもの声を聴くシステムの検討  被措置児童等虐待防止のガイドライン策定、施設職員、里親、子どもに対する権利教育の推進、実効性のある権利擁護システムの制度化  自助グループ的な子どもの交流を推進すること  施設における養育環境の改善	専用電話  権利ノートの配布  第三者評価の実施  被措置児童等虐待防止ガイドライン  施設基準の引き上げ	平成24年度から下記のとおり基準が引き上げられた。建造物については経過措置もあるが、市内施設においては達成している。 【施設基準】 (旧) ・乳児院 寝室1.65㎡/人 ・児童養護施設 3.3㎡/人 ・母子生活支援施設 1室15人 母子室3.3㎡/人 (新) ・乳児院 寝室2.47㎡/人 ・児童養護施設 4.95㎡/人 ・母子生活支援施設 1室30㎡ 母子室3.3㎡/人  【職員配置基準】 (旧) ・乳児院 0・1歳児 1.7:1 2歳児 2:1 3歳以上幼児 4:1 ・児童養護施設 0歳児 1.7:1 1・2歳児 2:1 年少児 4:1 小学校以上 6:1 ・母子生活支援施設 母子指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 20世帯未満 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 変更なし 変更なし (新) ・乳児院 0・1歳児 1.6:1 2歳児 変更なし 3歳以上幼児 4:1 ・児童養護施設 0歳児 1.6:1 1・2歳児 1.6:1 2歳児 2:1 3歳以上幼児 4:1 小学校以上 5.5:1 ・母子生活支援施設 母子指導員 10世帯未満 1人 10世帯以上 10世帯未満 2人 20世帯以上 20世帯未満 3人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 変更なし 変更なし	

## ○福岡市子育て支援短期利用事業(ショートステイ)利用状況

## 1. 実績

年度	児童養護施設						乳児院						合計	
	和白青松園		福岡青児院		福岡子供の家		福岡乳児院		みずほ乳児院		児童数	延日数		
	児童数	延日数	児童数	延日数	児童数	延日数	児童数	延日数	児童数	延日数				
平成16年度	16人	280日	5人	24日	3人	24日	5人	20日	2人	34日	31人	382日		
平成20年度	26人	128日	4人	40日	14人	73日	15人	80日	12人	77日	71人	398日		
平成21年度	22人	100日	2人	16日	39人	202日	23人	143日	23人	111日	109人	572日		
平成22年度	27人	160日	11人	59日	36人	155日	15人	113日	22人	84日	111人	571日		
平成23年度	54人	300日	28人	197日	68人	387日	13人	83日	12人	64日	175人	1,031日		
平成24年度	67人	323日	33人	233日	70人	424日	50人	362日	9人	41日	229人	1,383日		
平成25年度 (上半期)	40人	198日	27人	187日	28人	136日	38人	226日	21人	105日	154人	852日		

※ 児童数は、利用人数

## 2. 利用料等

## (1) 利用料

利用する保護者	生活保護受給世帯 (母子家庭等含む)	市県民税 非課税世帯	その他の世帯
利用料日額	無料	1,100円	5,350円
2歳未満児	無料	1,000円	2,750円
2歳以上児	無料	1,000円	2,750円

## (2) 委託料

利用する保護者	生活保護受給世帯 (母子家庭等含む)	市県民税 非課税世帯	その他の世帯
委託料日額	10,700円	9,600円	5,350円
2歳未満児	5,500円	4,500円	2,750円
2歳以上児	5,500円	4,500円	2,750円

## ○シヨートステイ理由別件数

年度	合計		疾病	事故	冠婚葬祭	看護	出張・仕事	その他		育児疲れ	出産
	児童数	日数						(家裁手続き)			
平成21年度	児童数	109人	44人		1人	7人	35人	13人		4人	5人
	日数	572日	222日		5日	42日	168日	62日		22日	51日
平成22年度	児童数	111人	48人		4人	2人	46人	3人	2人	3人	5人
	日数	571日	272日		12日	16日	203日	8日	5日	18日	42日
平成23年度	児童数	175人	60人				57人	13人		31人	14人
	日数	1,031日	441日				194日	78日		225日	93日
平成24年度	児童数	229人	42人				30人	21人	4人	127人	9人
	日数	1,383日	261日				134日	137日	28日	759日	92日
平成25年度 (上半期)	児童数	154人	35人				20人	8人		78人	13人
	日数	852日	232日				106日	39日		398日	77日

## 福岡市子ども家庭支援センター(休日夜間サポート相談事業を含む)の相談実績

## 1 子育て休日・夜間サポート相談事業

		相談事業														数値再掲		
年度	月	来所者数	電話対応	合計	相談内容					来所者内訳		来所受付窓口					児相受託	里親相談
					養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	新規	継続	直接	区役所	児相	子どもの村		
24年度	6月	7	1	8	0	0	0	0	7	0	5	2	0	0	7	0	0	
	7月	24	6	30	0	0	0	0	24	0	6	18	0	1	23	0	0	
	8月	20	1	21	0	0	0	0	19	1	6	14	0	0	19	1	0	
	9月	45	5	50	0	0	0	0	42	3	9	36	0	3	40	2	1	
	10月	27	3	30	0	0	0	0	29	1	4	23	0	1	25	1	1	
	11月	32	3	35	0	0	0	0	33	2	7	25	0	0	31	1	2	
	12月	26	6	32	2	0	0	0	27	0	3	23	0	0	23	3	2	
	1月	29	4	33	2	0	0	0	27	0	1	28	0	0	27	2	1	
	2月	21	5	26	3	0	0	0	25	0	3	18	0	0	20	1	2	
3月	24	2	26	4	0	0	0	20	0	2	22	0	0	24	0	2		
24年度合計		255	36	291	11	0	0	0	253	7	46	209	0	5	239	11	11	
25年度	4月	20	3	23	6	0	0	0	14	0	2	18	0	0	20	0	1	0
事業計		275	39	314	17	0	0	0	267	7	48	227	0	5	259	11	12	0

## 2 子ども家庭支援センター「子どもの村福岡」

		相談事業														児相受託	里親相談	
年度	月	来所者数	電話対応	合計	相談内容					来所者内訳		来所受付窓口						
					養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	新規	継続	直接	区役所	児相	子どもの村		
25年度	5月	15	4	19	3	0	0	0	16	0	3	12	1	0	14	0	1	5
	6月	29	3	32	9	0	1	0	22	0	8	21	4	4	21	0	4	6
	7月	59	0	59	6	0	3	1	49	0	12	47	7	6	43	3	1	3
	8月	65	0	65	5	0	1	0	59	0	9	56	19	5	39	2	0	3
	9月	64	1	65	6	0	3	3	53	0	10	54	21	6	37	0	1	6
	10月	71	9	80	7	0	1	3	69	0	9	62	26	7	38	0	2	7
	11月	71	6	77	5	0	1	2	69	0	12	59	25	6	40	0	0	11
	12月	75	1	76	4	0	4	0	68	0	10	65	28	5	42	0	0	14
	1月	66	5	71	3	0	6	0	62	0	7	59	28	6	32	0	5	6
	2月	72	5	77	1	0	2	0	74	0	9	63	31	2	39	0	8	9
3月	78	0	78	4	0	4	0	70	0	8	70	36	5	37	0	9	12	
事業計		665	34	699	53	0	26	9	611	0	97	568	226	52	382	5	31	82

※数字は、相談対応実績の延べ件数

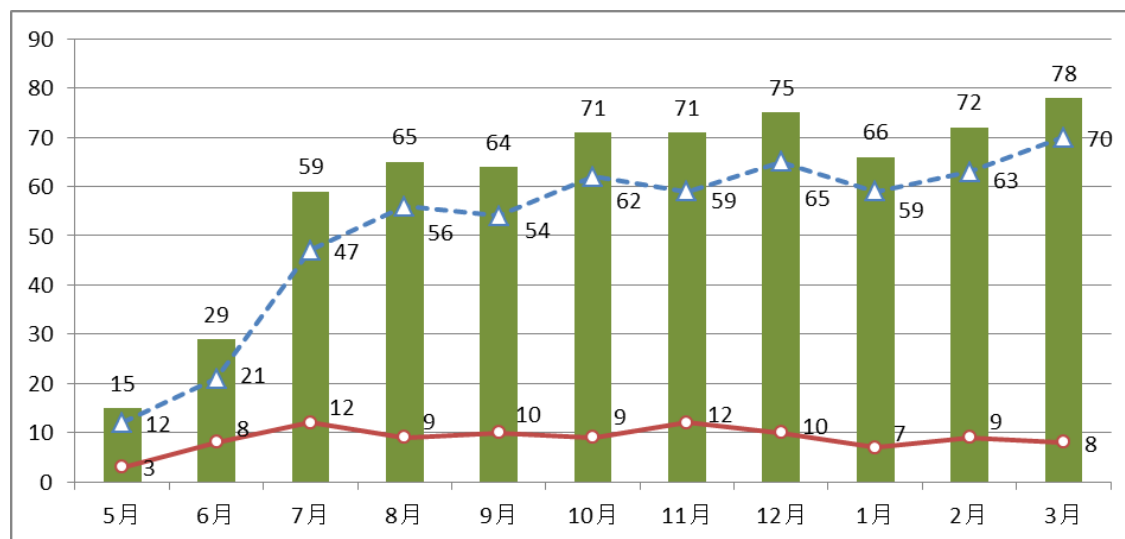
※「新規」は、2事業の中で初回の相談者(2回目以降の相談からは、「継続」でカウント)

## 福岡市子ども家庭支援センター「子どもの村福岡」の取り組み

## 1. 地域の子どもと家族の支援

◇相談事業（2013年5月～2014年3月） 支援ケース 97 家族 面接相談のべ 665 件

\*棒グラフ=相談家族数(のべ数) \*折れ線(実線)=新規相談家族数・(点線)=継続相談家族数



別に、児童相談所委託ケースについては、6 家族に対して、面接相談（26 回）と電話相談（5 回）を行った。

## ◇ショートステイ

2013 年 12 月より、受入を開始する。各区より問合せ・申込 20 件あり、そのうち、3 件を一時保護として子どもの村で受けている。

## ◇他機関連携

\*年 2 回の児童相談所とのケース連絡会を開催

\*必要に応じて児相・区・学校などの関係者協議を実施（40 回）

## 2. 里親・里子支援

## ◇里親・里子相談

上記の相談件数のうち、里親・里子(子どもの村)の相談・プレイセラピーは 80 件、また子どもの村養育支援会議にも参加した（計 8 回）。

## ◇2013 年度里親専門研修

福岡市の里親・ファミリーホーム養育者、施設のグループホーム担当者などと一緒に、家庭的養護に必要な専門性を高め、養育の質を向上させていくための研修会を行った。



年月日	事業	参加
8月4日(土)	子どもの人生をともにつむぐ～里親養育における喪失の視点から～ 講師:松崎佳子(九州大学大学院 教授・子どもの村福岡常任理事)	27名
11月6日(水)	子どもの忠誠葛藤(Royalty Conflict) ～実親との関係葛藤をどう乗り越えるか～ 講師:Dr.Cristian Posch(SOS 子どもの村インターナショナル教育担当)	22名
2月15日・16日 (土日)宿泊研修	Circle Of Security(サークルオブセキュリティ)に学ぶ 子どもの愛着行動 講師:北川恵(甲南大学 教授) 心を豊かにする絵本 講師:脇明子(岡山子どもの本の会代表)	24名



#### ◇里親リフレッシュキャンプ

里親さんが日頃の子育てをひと時忘れ、のんびりとおしゃべりしたり、リラクゼーションしたりしながらリフレッシュするためのキャンプを開催。

子どもたちがボランティアサポーターとともに、心から楽しむことができる『子どもプログラム』があることで、里親さんたちもゆっくりと自分たちの時間を楽しむことができるのが特徴である。福岡市里親会、子どもNPOセンター福岡などと実行委員会をつくり取り組んでいる。

◆日時：2013年8月30日～9月1日 場所：山口徳地青少年自然の家

◆参加者：里親 11名 / 里子 31名 / サポーター46名

#### ◇家庭養護を支える多分野ネットワークづくり

行政、里親会、県弁護士、小児科、精神科、などさまざまな領域の機関や団体と連携し、家庭養護を支えるネットワークづくりをすすめています。

◆2013年10月29日・2014年2月22日

##### 家庭養護推進の多分野ネットワーク会議開催

参加団体：福岡市里親会・福岡市乳児院児童養護施設協議会  
福岡市こども総合相談センター・福岡地区小児科医会  
福岡県精神科病院協会・(特)そだちの樹

◆2014年1月24日 福岡地区小児科医会共催研修会開催

参加：52名(小児科医、看護師、保健師など)

◆2014年3月18日 福岡県精神科病院協会共催 学術講習会開催

参加：190名(精神科医、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士など)